

学校いじめ防止基本方針

神崎町立神崎小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する小学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていればいじめとして認知する。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されないことを周知する。

また、学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者等への正確でいねいな説明をし、真摯な対応をする。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話やインターネット等で、誹謗中傷の書き込みや、いやなことをされる。

（参考）文部科学省 令和3年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

- ・パソコンやタブレット等を使って、匿名での書き込みをされる。

（参考）文部科学省 令和3年9月いじめ防止対策推進等に基づくいじめに関する対応について

3 学校いじめ対策チームの設置と校内体制

生徒指導推進委員会を核とした学校いじめ対策チームを設置し、以下の取組を実施する。

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- (3) 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
- (4) 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- (5) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- (6) いじめの疑いに関する情報があった時の緊急対処方針の決定と保護者との連携を図る。
- (7) 構成員は、生徒指導部会を基本とするも、(1)の基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表も構成員とし、また(5)の緊急対処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラーをメンバーとする等、柔軟に定める。

4 いじめ防止及び早期発見のための方針

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にすることを育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に応じた確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くす

る指導を見直す中で、いじめの防止に努める。

- (5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

5 具体的な取組

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようないじめの未然防止に取り組む。

- ア いじめ防止に向けた取組の年間計画（生徒指導全体計画「4具体的な取り組みについて」参照）等の作成と見直し
- ・学校いじめ防止年間計画の作成と年度末における見直し
 - ・教師用のチェックリストの作成と活用（5月・9月・1月 全職員実施）
- イ 道徳教育の推進及びいのちを大切にするキャンペーン等の充実
- ・全教育活動を通じた、道徳教育や人権教育・福祉教育等の推進
 - ・児童会活動等、児童の自主的・自発的な活動の展開
 - ・いじめゼロ集会やいじめゼロスローガン作りの実施（4月に実施）
実施後校内に掲示し、周知する。
 - ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進
 - ・読書活動の推進
- ウ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
- ・情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進
 - ・保護者への啓発（注意喚起）
- エ 教職員研修の推進
- ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解（毎月の情報共有）
 - ・いじめ防止等に関する事例研修の実施
 - ・生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開
 - ・教職員による児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施
- オ 保護者や地域住民等への啓発活動
- ・いじめ防止対策について家庭・地域への周知（いじめ防止基本方針・要約版の配付）
 - ・インターネットに潜む危険性について保護者へ啓発
 - ・「いじめゼロ宣言」の児童会活動や学級活動での採択と周知
 - ・道徳や学級活動の授業参観（学校自由参観等による授業展開と周知）

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

- ア 早期発見のための措置
- ・日常的な一人一人への声掛け
 - ・昼休み等、授業時間外での児童の人間関係の観察
 - ・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日常的な連携
 - ・いじめ等児童の悩みのアンケート調査実施（年3回：5月、10月、1月）
 - ・定期的な教育相談の実施（年3回：5月、10月、1月）
 - ・児童・保護者を対象とした定期的ないじめに関するアンケート調査の実施
 - ・楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）の実施（5月、11月）
- イ 相談体制の整備
- ・児童と教職員の豊かな人間関係の構築
 - ・保健室やスクールカウンセラー相談室等の相談機能の充実

- ・相談箱（あのねの箱）設置と周知（4月に実施）
- ・いじめについての4つの勇気「やめる・とめる・はなす・みとめる勇気」の校内掲示と指導
- ・児童の相談記録等、情報の教職員による共通理解（生徒指導カルテへの情報の蓄積）
- ・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先
電話番号72-3041 担当：教頭・生徒指導主任・養護教諭
- ・相談窓口

神崎町教育委員会	72-1601
24時間子供SOSダイヤル(全国共通)	0120-0-78310
千葉県子どもと親のサポートセンター(24時間)	0120-415-446
子どもの人権110番(全国共通)(千葉法務局内月～金8:30～17:15)	0120-007-110
ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター 月～金9:00～17:00)	0120-783-497
千葉いのちの電話(24時間)	043-227-3900
チャイルドライン千葉(月～土16:00～21:00)	0120-99-7777

(3) いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」を活用し、組織的に対応する。

ア いじめの認知

- ・いじめの疑いについての初期情報の把握 保護者や地域住民等からの相談先72-3041

イ 初期対応

- ① 学校いじめ対策チームで初期対応の方針の決定
- ② 教育委員会への報告と連携
- ③ いじめられている児童及びその保護者への方針説明
- ④ 事実関係を明確にする調査
- ⑤ 初期支援（指導）

ウ 二次対応

- ① 情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- ② 保護者への報告と支援・助言

エ 長期対応

- ① 関係児童の心のケア、保護者への定期的な経過報告
- ② 再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

オ 重大事態発生時の関係機関との連携

重大事態とは、(いじめ防止対策推進法・第28条より)

- (ア) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき
- (イ) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

報告・連絡体制は「いじめ発生時の対応マニュアル」を参照

6 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、ホームページで公開する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。

- (平成30年 3月28日改訂) (令和 4年11月12日改訂)
- (令和 2年 3月23日改訂) (令和 5年 4月 3日改訂)
- (令和 2年11月16日改訂) (令和 6年 4月 2日改訂)
- (令和 3年11月12日改訂)

神崎小学校 いじめ発生時の対応マニュアル【報告・連絡体制】

